



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度
第4回かながわ食の安全安心基礎講座

輸入食品の安全性確保について

令和5年1月16日
厚生労働省横浜検疫所食品監視課



本日のお話し

- 1 . 輸入食品の水際規制
- 2 . 輸入食品の現状
- 3 . 輸入食品の監視体制
- 4 . 検疫所における審査と検査
- 5 . 食品衛生法違反



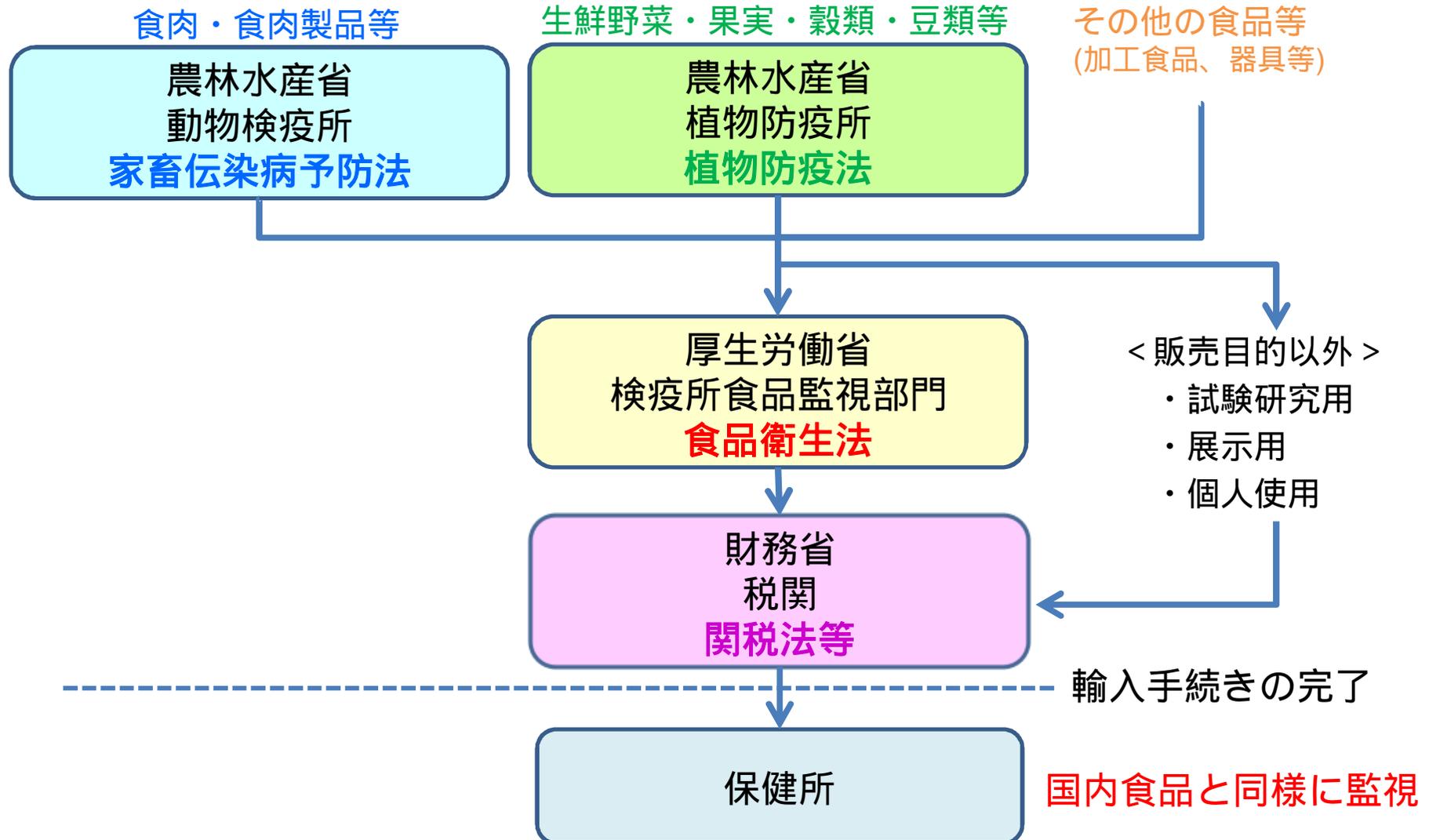
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1 . 輸入食品の水際規制

輸入食品の水際監視

食品、食品添加物、器具、容器包装、乳幼児用おもちゃ



食品衛生法

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

◆第1条 目的

この法律は、**食品の安全性の確保**のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて**国民の健康の保護を図る**ことを目的とする。

食品衛生法に基づく輸入手続き

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

◆ 第27条 食品等輸入の届出

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、**その都度厚生労働大臣に届け出**なければならない。

- 販売又は営業上使用する食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。輸入届出を行わない食品等については、販売又は営業上使用することはできません。
- 届出は検疫所で受け付けており、食品衛生監視員が適法な食品等であるかの審査や、検査の要否の判断を行います。対象となる食品等とは、**食品、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃ**です。

届出の対象となるもの

食品

全ての飲食物。医薬品及び医薬部外品は含まない。

添加物

食品の製造の過程において又は食品の加工・保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの。

器具

飲食器、割ぼう具その他食品、添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取に使用され、かつ、食品・添加物に直接接触する機械、器具その他のもの。

容器包装

食品、添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品・添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの。

おもちゃ

乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ

→

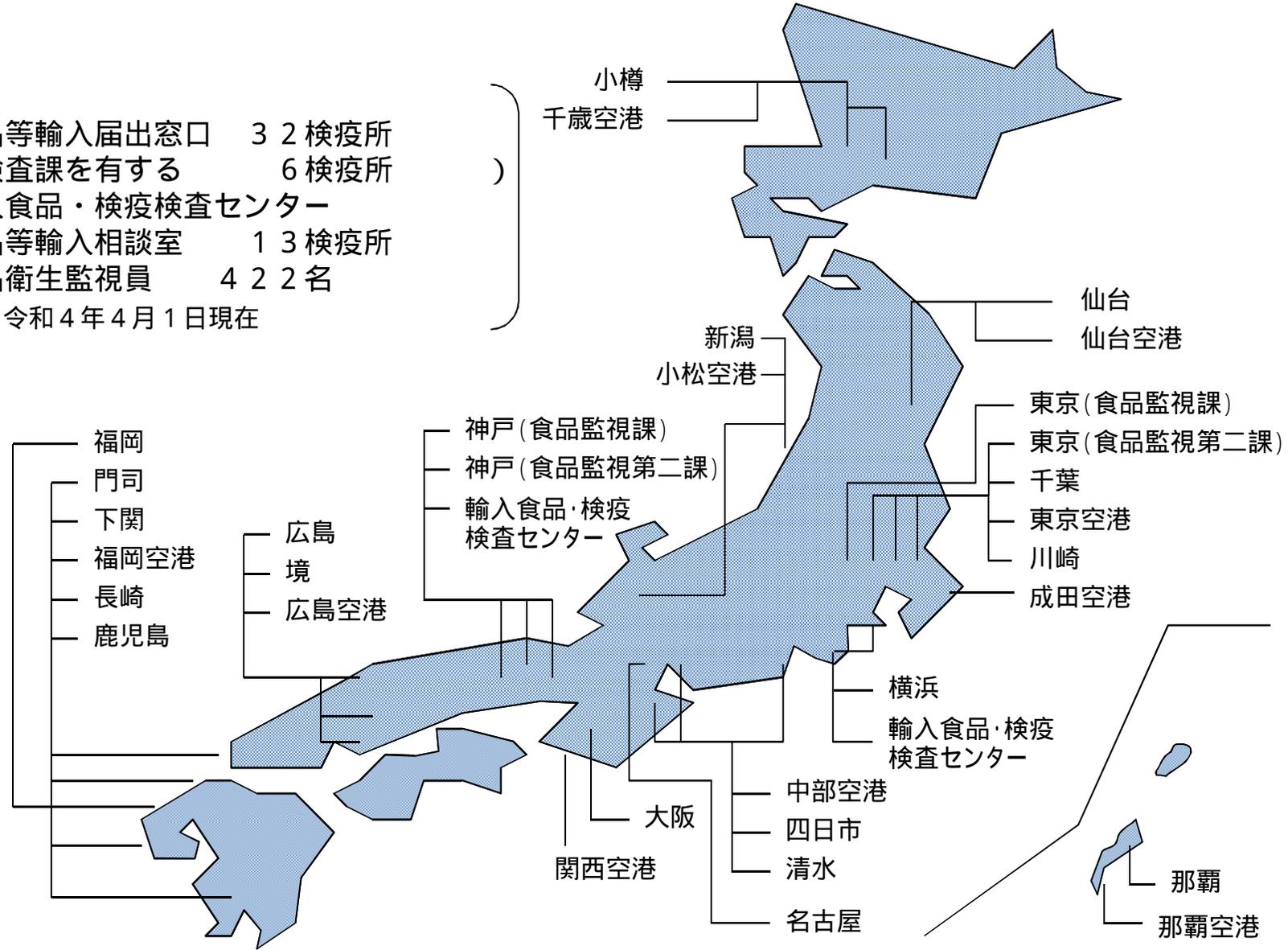
その他、届出の対象ではないもの

国内において販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等

- 個人用、試験研究用、社内検討用の食品等
- 展示用の食品等
- 輸入されたその全量が再輸出されることが明らかなもの 等

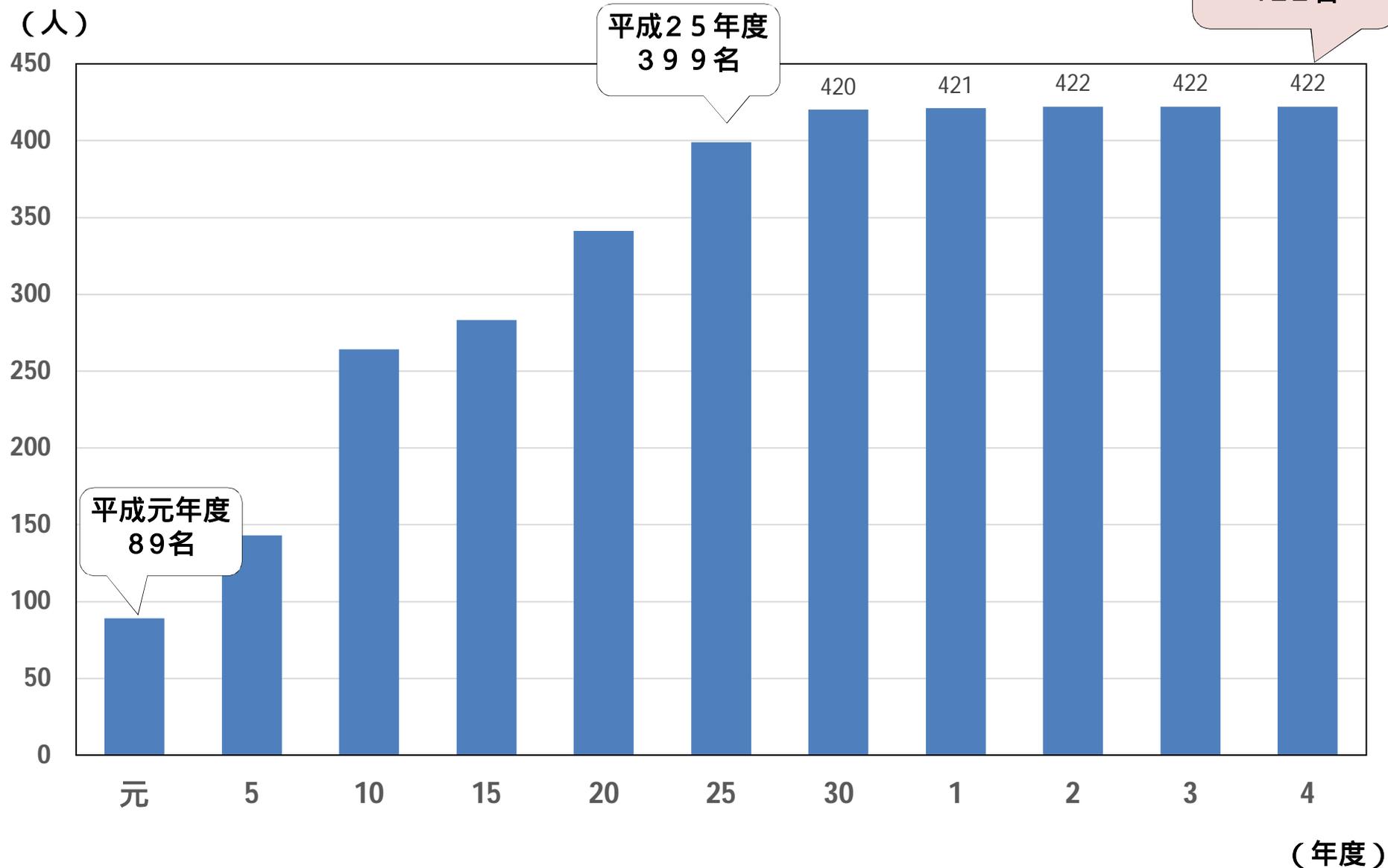
食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 3 2 検疫所
 (検査課を有する 6 検疫所)
 輸入食品・検疫検査センター
 食品等輸入相談室 1 3 検疫所
 食品衛生監視員 4 2 2 名
 令和4年4月1日現在



検疫所の食品衛生監視員年度推移

令和4年度
422名





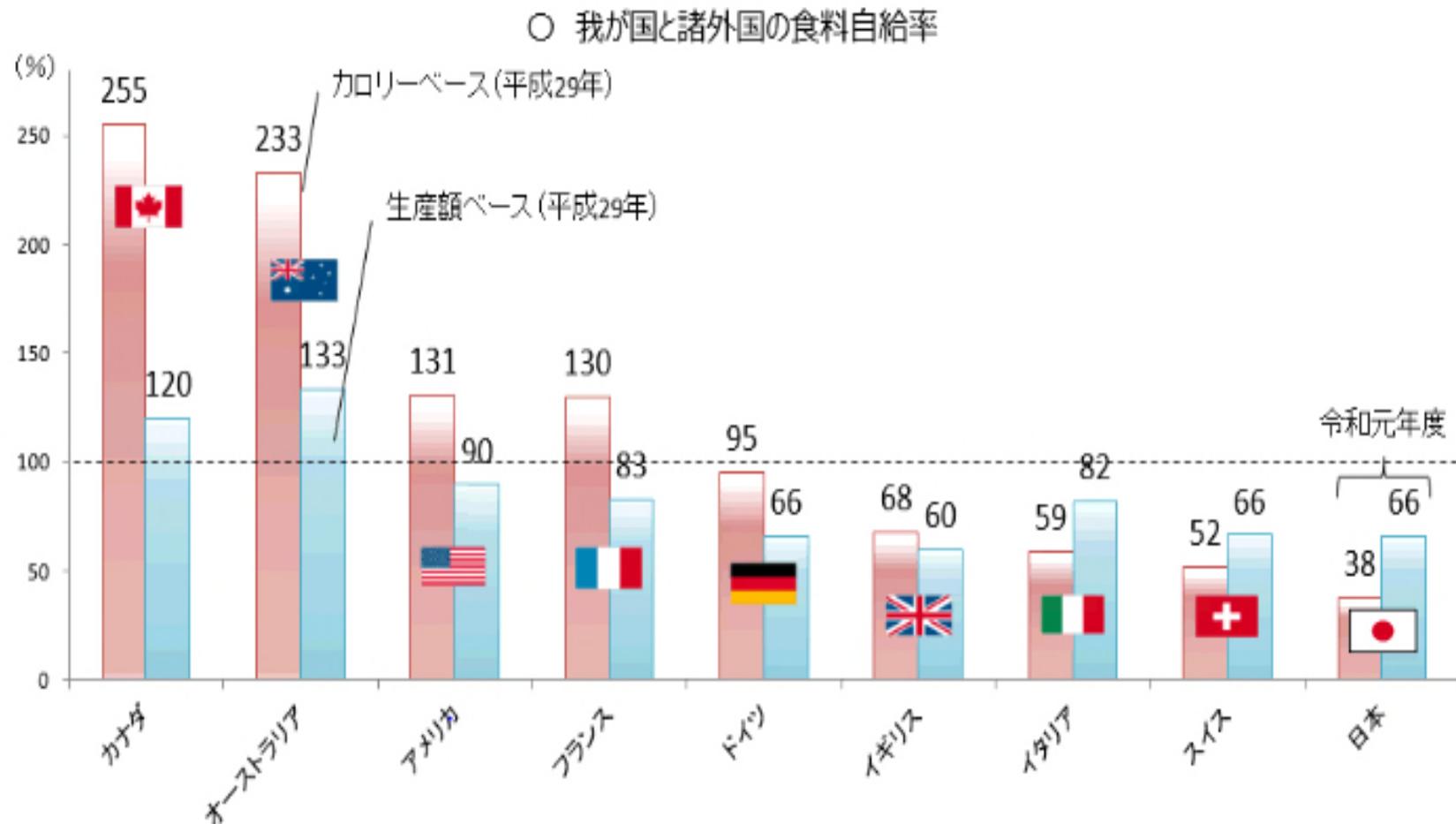
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2 . 輸入食品の現状

主要先進国の食料自給率

我が国の食料自給率は先進各国と比べ、低水準にある



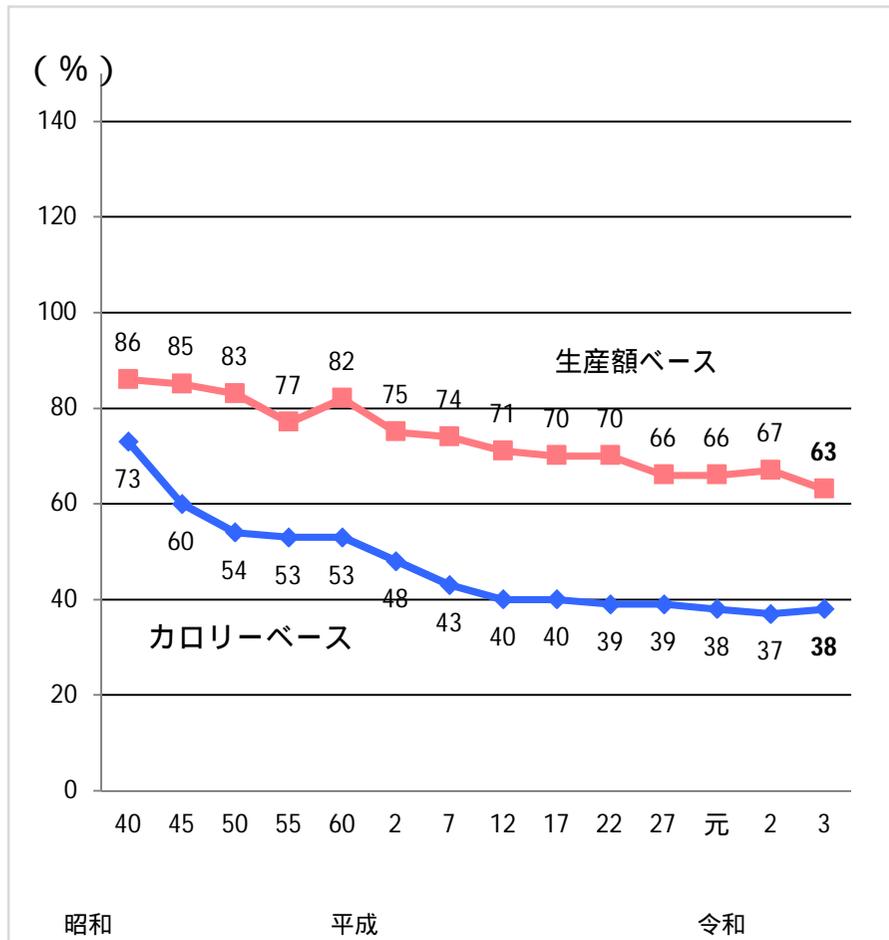
資料：農林水産省「食料需給表」、FAO “Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない）

注1：数値は暦年（日本のみ年度）。スイス（カロリーベース）及びイギリス（生産額ベース）については、各政府の公表値を掲載。

注2：畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

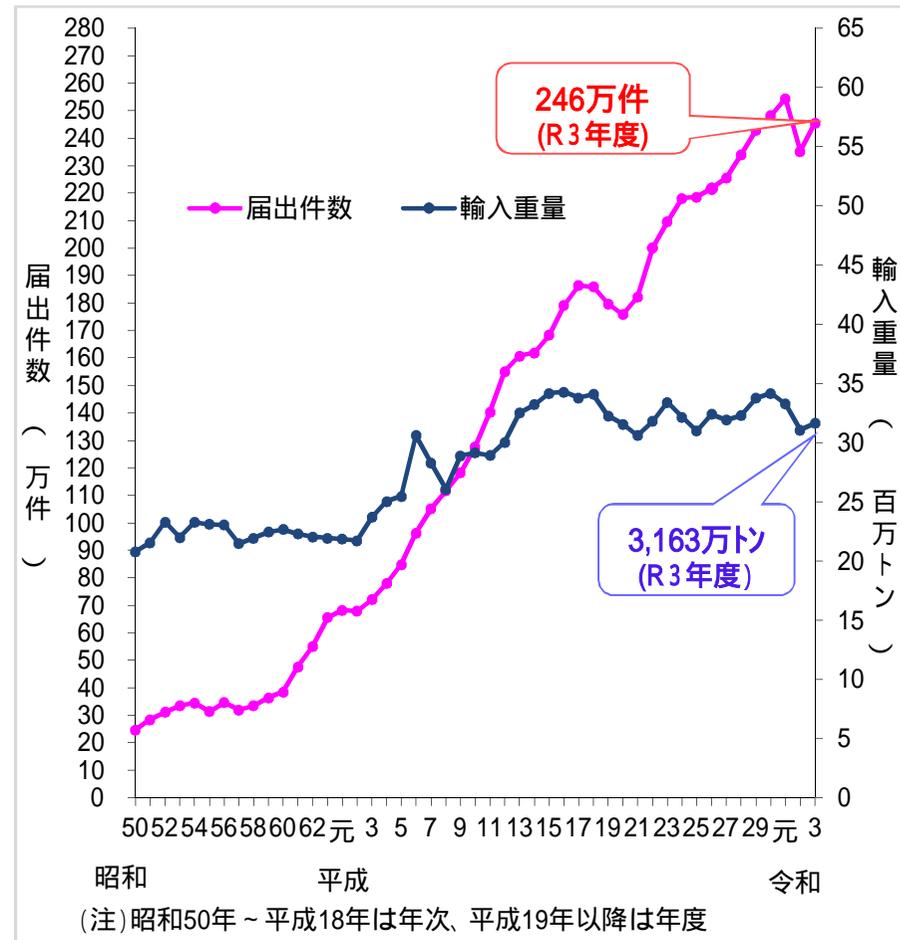
日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和3年度)

輸入食品件数・重量



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和3年度)

輸入食品の届出実績（１）

１．年度別届出状況

年 度	横浜検疫所 届出件数	全国 届出件数	対全国比
平成29年度	234,197 件	2,430,070 件	9.6 %
平成30年度	243,444 件	2,482,623 件	9.8 %
令和元年度	262,671 件	2,544,674 件	10.3 %
令和2年度	255,378 件	2,352,082 件	10.9 %
令和3年度	281,920 件	2,455,182 件	11.5 %

２．輸出国別届出状況(令和3年度)

順 位	全 国		
	国名	件数	構成比
1	中華人民共和国	892,538 件	36.4 %
2	アメリカ合衆国	206,721 件	8.4 %
3	フランス	205,373 件	8.4 %
4	タイ	162,021 件	6.6 %
5	イタリア	110,670 件	4.5 %
	その他の国	877,859 件	35.8 %
合 計		2,455,182 件	100 %

輸入食品の届出実績（２）

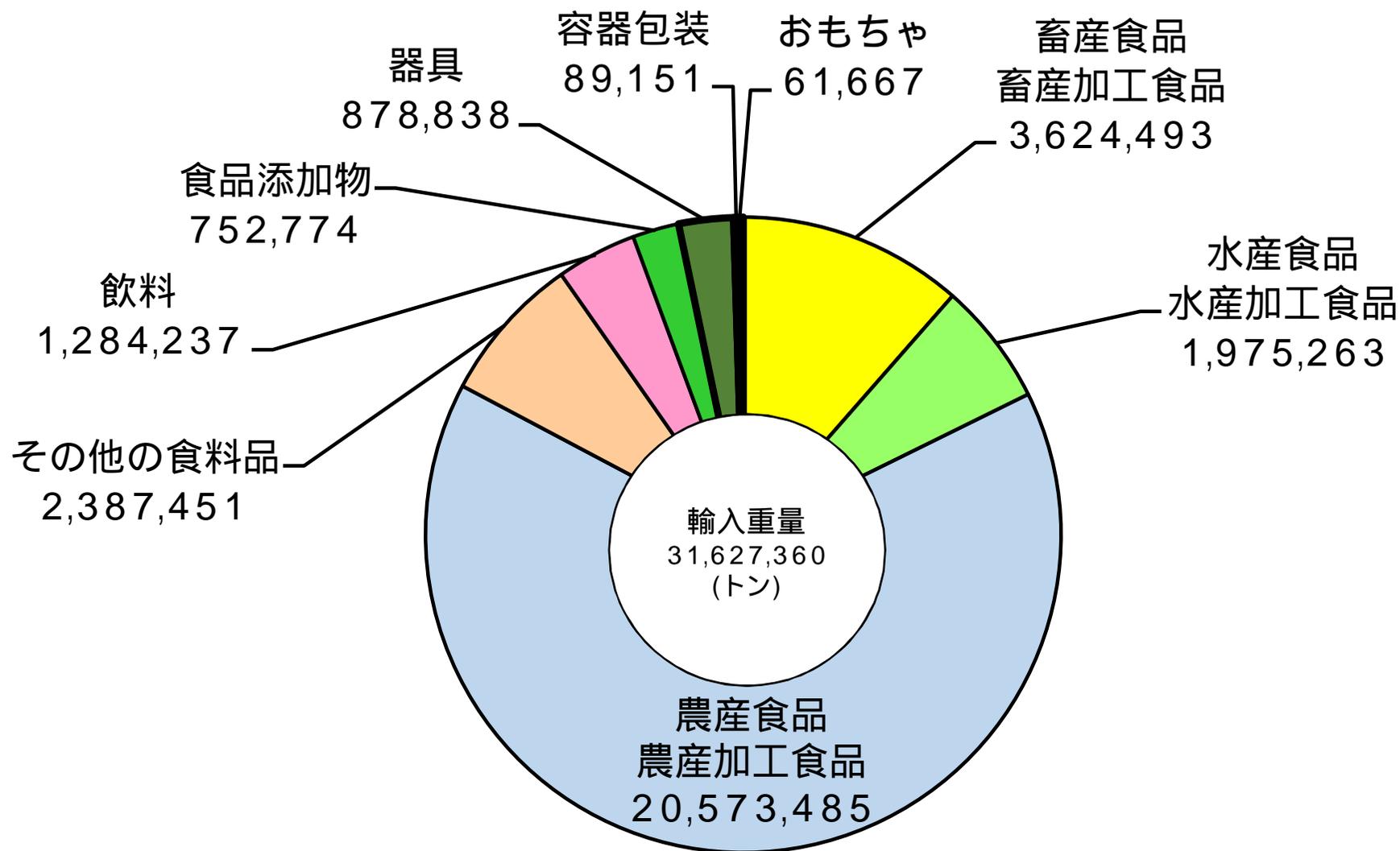
３．品目別届出状況(令和３年度)

順位	品目分類	全 国	
		件数	構成比
1	器具	677,531 件	27.6 %
2	農産・農産加工食品(1)	527,482 件	21.5 %
3	畜産・畜産加工食品(2)	354,230 件	14.4 %
4	水産・水産加工食品(3)	264,677 件	10.8 %
5	飲料(4)	256,735 件	10.5 %
6	おもちゃ	97,601 件	4.0 %
7	食品添加物	55,974 件	2.3 %
8	容器包装	22,247 件	0.9 %
	その他の食品(5)	198,705 件	8.1 %
合計		2,455,182 件	100 %

- (1) 農産・農産加工食品・・ 穀類、豆類、野菜類、果実類、ナッツ類、コーヒー豆等及びこれらの調整品、茶類及びキノコ加工品等
- (2) 畜産・畜産加工食品・・ 生鮮及び冷凍の牛肉、豚肉、鶏肉及び鳥卵等及び食肉製品、乳・酪農製品等
- (3) 水産・水産加工食品・・ 生鮮及び冷凍の魚類、貝類、エビ・カニ類等及び魚介類の乾燥製品、調理加工品等
- (4) 飲料・・・・・・・・・・・・・・・・ 清涼飲料水、粉末清涼飲料、酒精飲料等
- (5) その他の食品・・・・・・・・・・ 調味料、油脂、菓子類、冷凍食品等

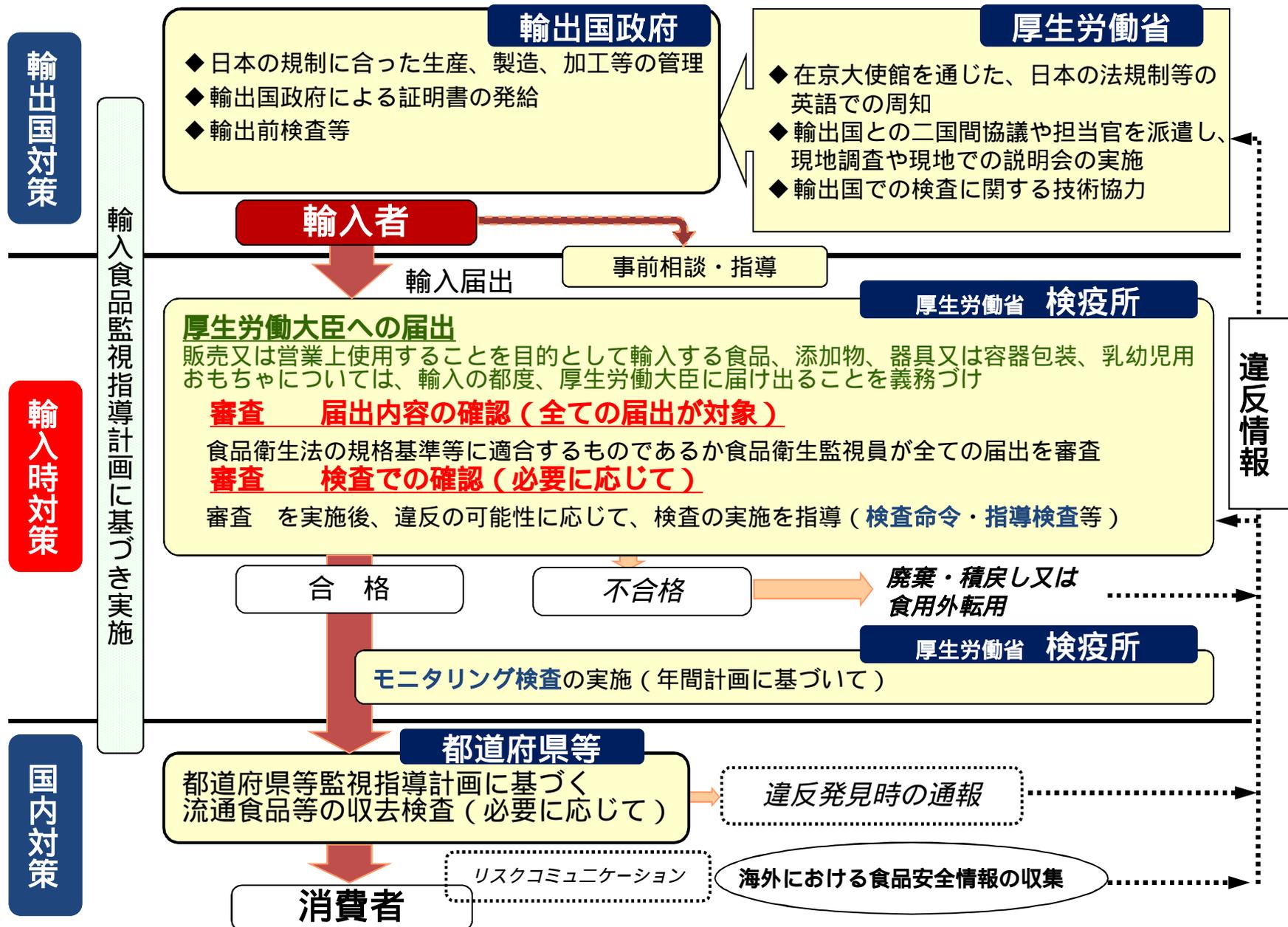
輸入食品の届出実績（3）

輸入重量ベース



3 . 輸入食品の監視体制

監視体制の概要



輸入食品監視指導計画

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

（2）輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 その他監視指導の実施のために必要な事項

（3）厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（4）厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることが目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

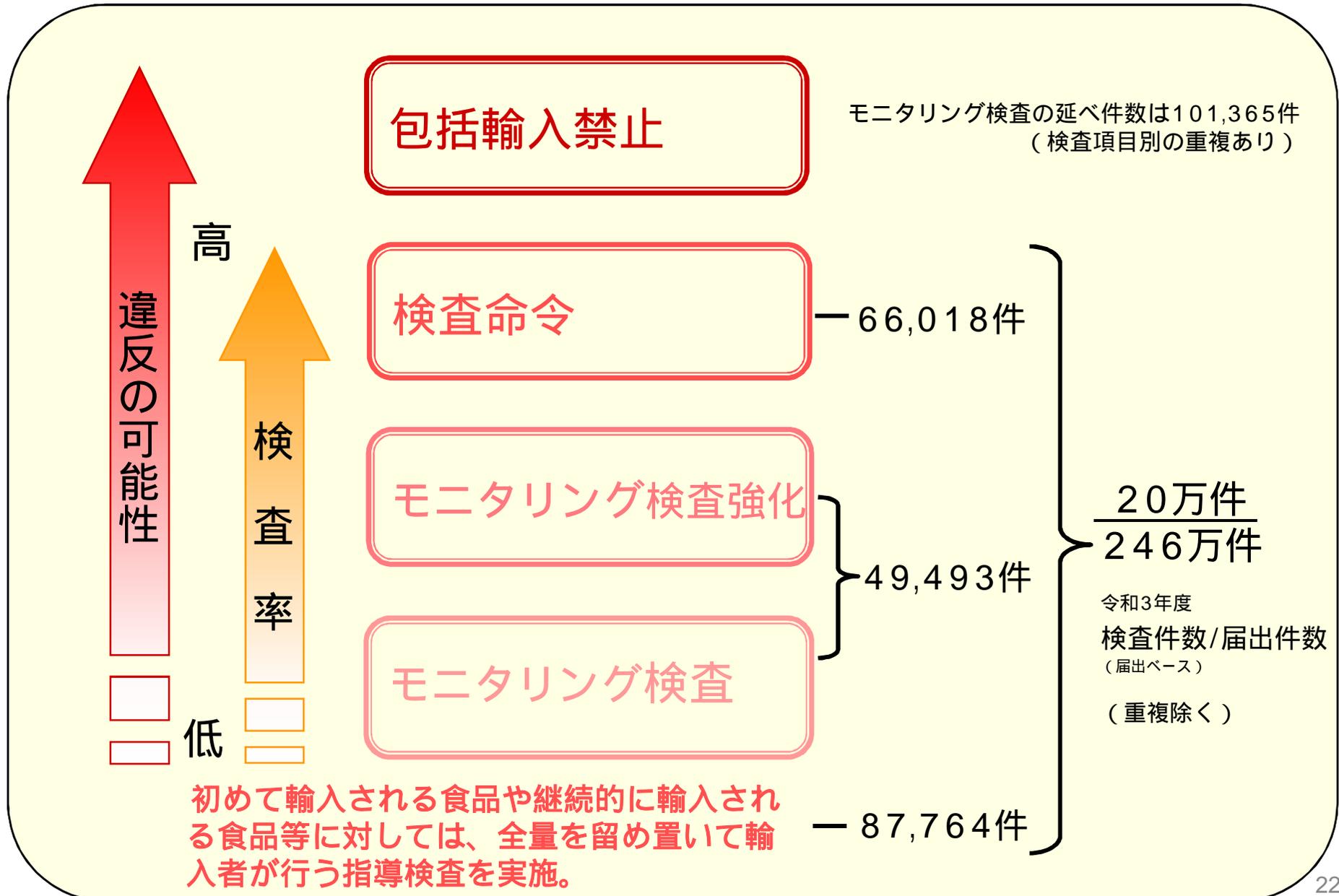
❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

輸入時における検査制度

検査の種類	対象食品	検査の実施主体
モニタリング検査	過去の検査結果等から違反の可能性が低い食品	行政 (検疫所)
衛生検査	初めて輸入される食品、命令検査や指導検査で違反が出た場合等に、検疫所により食品の現物確認を実施	
指導検査	<ul style="list-style-type: none">・初めて輸入される食品・継続的に輸入されている食品	輸入業者 (登録検査機関に委託)
命令検査	過去の検査結果から違反の可能性が高い食品	

輸入時の検査体制の概要



厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157
アフラトキシン等

違反

直ちに
検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出
されることのないことが確認された場合等

国別検査命令対象品目（令和4年4月1日時点抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ	総アフラトキシン	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 (18品目)	あさり及びその加工品	プロメトリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	ブロッコリー及びその加工品	プロシミドン	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
韓国 (13品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セブテンブクタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のものに限る。
	青とうがらし及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。
タイ (9品目)	おくら及びその加工品	EPN	別途指示するタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。
	バナナ及びその加工品	シベルメトリン	別途指示するタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮バナナを除く。

検査命令品目一覧（以下HPの1 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施についての別添1）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24758.html

令和4年度輸入食品監視指導計画 (モニタリング検査)について

モニタリング検査計画数 約100,000件

検査項目	令和4年度計画件数(概数)
残留農薬	27,570
成分規格(大腸菌群等)	14,360
添加物	11,950
病原微生物(リステリア等)	14,850
抗菌性物質等	12,190
カビ毒(アフラトキシン等)	7,570
遺伝子組換え	860
放射線照射	650
検査強化品目(SRM除去確認含む)	10,000
合計	100,000

モニタリング検査の件数は、

統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度(95%)で、1件以上の違反を発見することができる検査件数(299件)を基本としつつ、さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

国内流通時における 輸入食品の監視体制

❖ 都道府県等監視指導計画

- 都道府県等が各地域の特性等を踏まえて、国が行う輸入時検査の実施状況を勘案し、毎年度、監視指導の基本的な方向、重点的に実施する項目等を計画
- 店舗等からの抜き取り検査、輸入事業者への自主管理の指導等を実施

❖ 厚生労働省と都道府県等の連携

- 厚生労働省は、輸入時検査で違反が確認された場合や、海外における食品安全情報から違反食品等が国内に流通している場合には、必要に応じて、都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる
- 都道府県等による輸入食品検査で違反が確認された場合は、都道府県等が回収等の措置を講じるとともに、厚生労働省へ速やかに報告し、厚生労働省は公表及び輸入時監視の強化を実施

4 . 検疫所における審査と検査



1. 食品等輸入届出関係書類の準備

貨物の到着

2. 輸入届出

食品等輸入届出書
その他の関係書類

- 原材料及び製造工程に関する説明書
- 衛生証明書（必要に応じて）
- 試験成績書（必要に応じて）

輸入者



検疫所窓口では事前相談を受け付けています



3. 検疫所における審査

要検査

検査不要

モニタリング検査※2



結果判明を待たず
に輸入できるが、
不合格の場合回収
等の措置を講じる



検査命令※1

指導検査※1

行政検査※2

結果判明まで
流通は認められない

検疫所

4. 食品等輸入届出済証発行

合格

不合格

税関での通関手続

廃棄・積戻し等

国内流通



※1：輸入者が登録検査機関へ依頼し行う

※2：検疫所が行う

食品等の輸入の届出

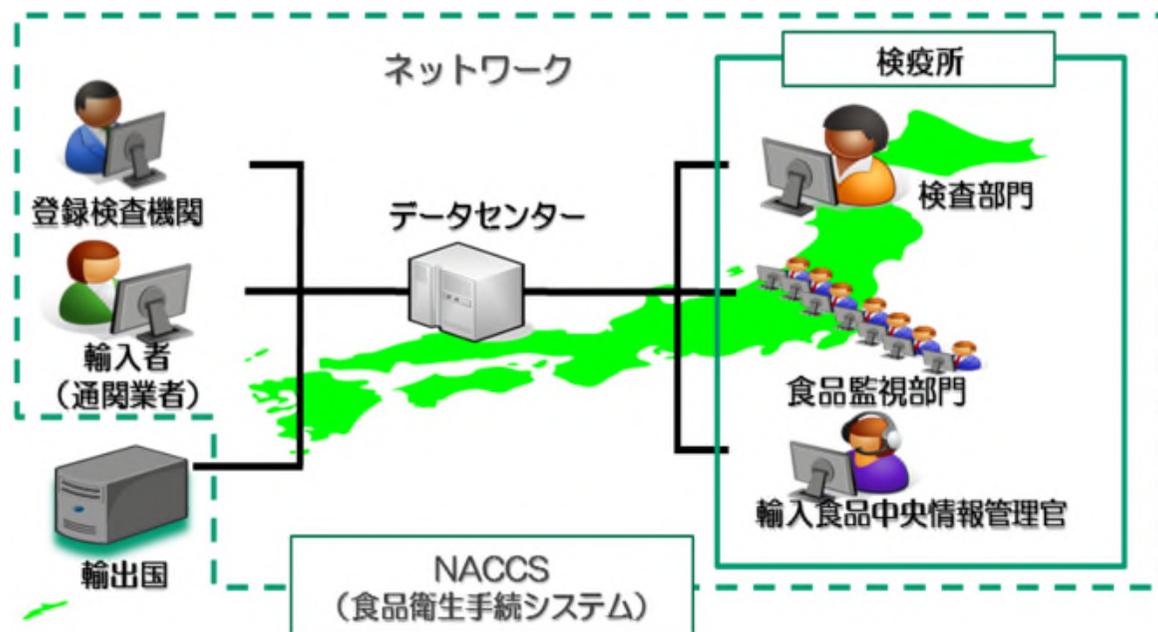
食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない（食品衛生法第27条）

届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

電子申請(FAINS)による食品等輸入届出



- 全輸入届出のうち、FAINSによる届出利用率96%以上
- 平成25年10月から、船舶・航空機及び輸出入される貨物の税関手続等をオンラインで処理するシステム「NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)」の機能の一部、食品衛生手続システム (FAINS機能) として活用

検疫所における審査

検疫所においては、提出された食品等輸入届出書の内容から、輸入される食品等が、食品衛生法に基づく規格基準等に適合するものであるか、食品衛生監視員が、全ての届出について審査を行います。

届出内容の確認（全ての届出が対象）

食品衛生監視員の審査により、以下の内容が確認されます。
審査は食品等輸入届出書に記載されている輸出国、輸入品目、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物の使用の有無等をもとに行われます。

【確認事項例】

- 食品衛生法に適合した原材料を使用しているか、製造方法であるか。
- 添加物の使用は適切であるか。
 - 有毒有害物質が含まれていないか。
 - 過去に衛生上の問題があった製造者/所ではないか。
- 輸出国での回収対象製品ではないか。
- 必要な書類（輸出国の衛生証明書等）が添付されているか。
- 規格基準への適合の結果の確認（登録検査機関、外国公的検査機関のデータの提出）



検疫所における検査



貨物の到着、保税蔵置場所



検査 (保税倉庫)



検査 (コンテナヤード)



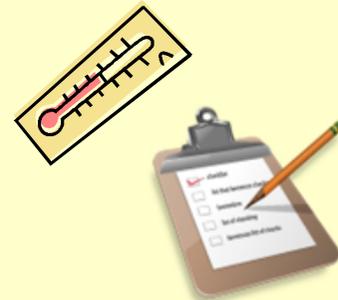
検疫所における行政検査（衛生検査）

現物確認・検体採取

到着貨物を確認する必要がある場合(初めて輸入される食品、輸送途中で事故が発生した場合等)は、食品が保管されている倉庫等で、食品衛生監視員により、現物確認のための行政検査を行います。また、モニタリング検査等のための検体採取も行ないます。

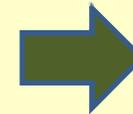
【確認事項例】

- 毒魚等混入はないか（魚類）
- 危険部位等の混入がないか（牛肉）
- 腐敗等、食用として不適な状態ではないか
- 異物の混入はないか
- 保管状態（温度等）は適切か
- 届出内容に間違いがないかなど



【不適事例】

- 異種フグの混入
 - 危険部位の混入
 - 腐敗、カビの発生
- など、食品衛生法に適合しないことが確認された場合



積戻し・廃棄等



モニタリング検査

検疫所では、審査に合格した食品等の中から、国で定めた年間計画に基づき、**モニタリング検査**を実施します。

多種多様な輸入食品について、**食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的としています。**

流通する輸入食品の衛生状況の調査が目的のため、検査の対象となった食品は検査結果の判明を待たずに輸入は可能ですが、違反が判明した際には、すみやかに回収等を指導します。



< モニタリング検査の検査項目例 >

- ・ 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等の抗菌性物質等
- ・ 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等の残留農薬
- ・ 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等の添加物
- ・ 腸管出血性大腸菌、リステリア菌、腸炎ビブリオ等の病原微生物
- ・ 成分規格で定められている大腸菌群等、貝毒等の成分規格
- ・ アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等のカビ毒
- ・ 安全性未審査の遺伝子組換え食品の使用の有無
- ・ 認められていない放射線照射の有無

モニタリング検査の試験品採取



アフラトキシンの検査の場合

検査項目	ロットの大きさ	開梱数	採取量 (kg)	検体数		
アフラトキシンの検査の場合	袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	280	32	1	1	
		281 ~ 500	50	1	1	
		501 ~ 1,200	80	1	1	
		1,201 ~ 3,200	130 (65 × 2)	2 (2 × 1)	2	
		3,201	210 (70 × 3)	3 (2 × 1)	3	
	アフラトキシンの検査の場合	缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	50	2	1	1
			51 ~ 500	4 (2 × 2)	2 (0.5 × 2) × 2	2
		及び 以外のもの	501	6 (2 × 3)	3 (0.5 × 2) × 3	3
			50	2 (2 × 1)		1
			51 ~ 500	3 (3 × 1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする。	1
501 ~ 3,200	6 (3 × 2)		2			
3,201	9 (3 × 3)		3			
アフラトキシンの検査の場合	袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	280	32	1	1	
		281 ~ 500	50	1	1	
		501 ~ 1,200	80	1	1	
		1,201 ~ 3,200	130 (65 × 2)	2 (2 × 1)	2	
		3,201	210 (70 × 3)	3 (2 × 1)	3	
	アフラトキシンの検査の場合	缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	50	2	5	1
			51 ~ 500	4 (2 × 2)	10 (2.5 × 2) × 2	2
		及び 以外のもの	501	6 (2 × 3)	15 (2.5 × 2) × 3	3
			50	2 (2 × 1)		1
			51 ~ 500	3 (3 × 1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする。	1
501 ~ 3,200	6 (3 × 2)		2			
3,201	9 (3 × 3)		3			

決められた方法で検査に必要な量をサンプリング

試験品の温度管理

自記温度計の温度確認



搬送容器内へ保存



準備室内での保存



温度記録の確認



試験品の搬送



微生物検査用の冷凍、冷蔵の試験品については、ドライアイスまたは保冷剤とロガーを設置し、温度管理を行い搬送

検査部門 試験品受領



クーラーボックス



試験品

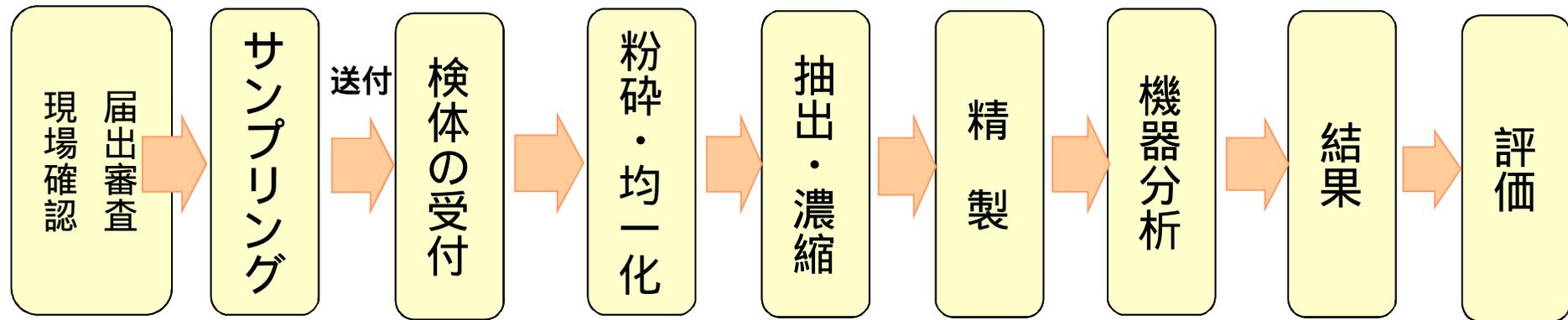


温度計



試験品受付

モニタリング検査の流れ（残留農薬の場合）



全国 32 検疫所

検査センター（横浜・神戸）



モニタリング検査（細菌学的検査）

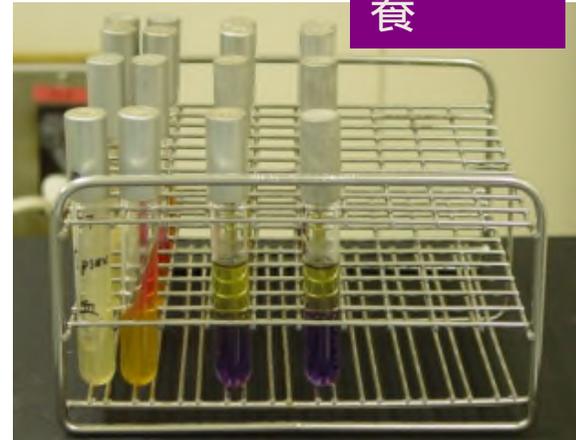
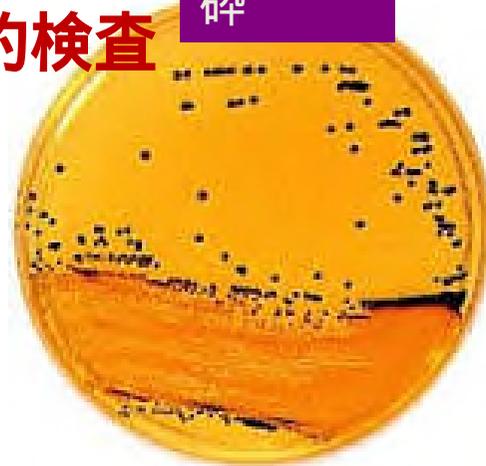


細切・粉
砕



塗抹・培
養

細菌学的検査



5. 食品衛生法違反

違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示（国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 違反原因の調査及び報告
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表（ホームページ）

違反が判明した場合の措置

❖違反が判明した場合の輸入者の対応



<まずは>

・違反となった貨物の措置状況についてすみやかに報告

<調査の実施>

- ・原因の究明
- ・再発防止策の報告

輸入者の営業の禁停止処分

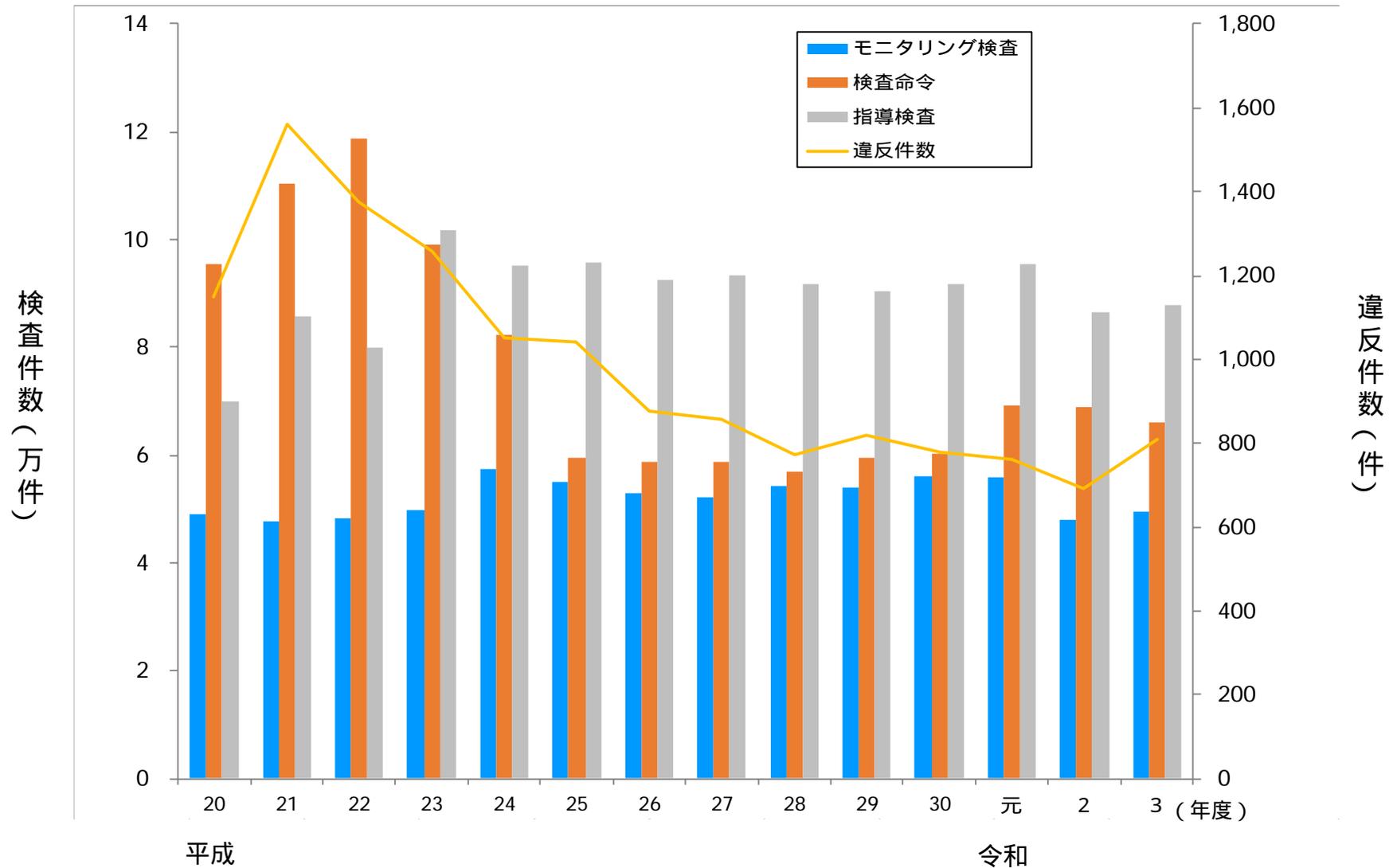
❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導するとともに、期限を設けて文書報告を求める**
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第60条第2項に基づく営業の禁停止処分を講じる**

輸入時の検査・違反件数の推移



輸入食品の違反状況(1)

(1) 年度別

年 度	全 国		
	届出件数	検査件数	違反件数
平成30年度	2,482,623 件	206,594 件	780 件
令和元年度	2,544,674 件	217,216 件	763 件
令和2年度	2,352,082 件	200,876 件	691 件
令和3年度	2,455,182 件	204,240 件	809 件

輸入食品の違反状況（２）

（２）地域別・輸出国別

全 国		
地域	件数(実数)	構成比
【アジア州】	576 件	67.2 %
【 欧州 】	107 件	12.5 %
【北米州】	97 件	11.3 %
【南米州】	42 件	4.9 %
【アフリカ】	12 件	1.4 %
【太平洋州】	23 件	2.7 %
計61国	857 件	100 %

主な食品衛生法違反内容（令和3年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品 及び添加物	211（延数） 211（実数）	24.6	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、二枚貝の下痢性貝毒及び麻痺性貝毒の検出、米、小麦、菜種等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）等
10	病肉等の販売等の禁止	5（延数） 5（実数）	0.6	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	55（延数） 48（実数）	6.4	指定外添加物（TBHQ、アゾルピン、塩化メチレン、カルミン酸アルミニウムレーキ、サイクラミン酸、酸化亜鉛、パテントブルーV、メタノール、メチルコバラミン、ヨウ素化塩）の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	536（延数） 504（実数）	62.5	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、 <i>E. coli</i> 陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	50（延数） 42（実数）	5.8	材質別規格等の違反
計		857（延数） 809（実数）		

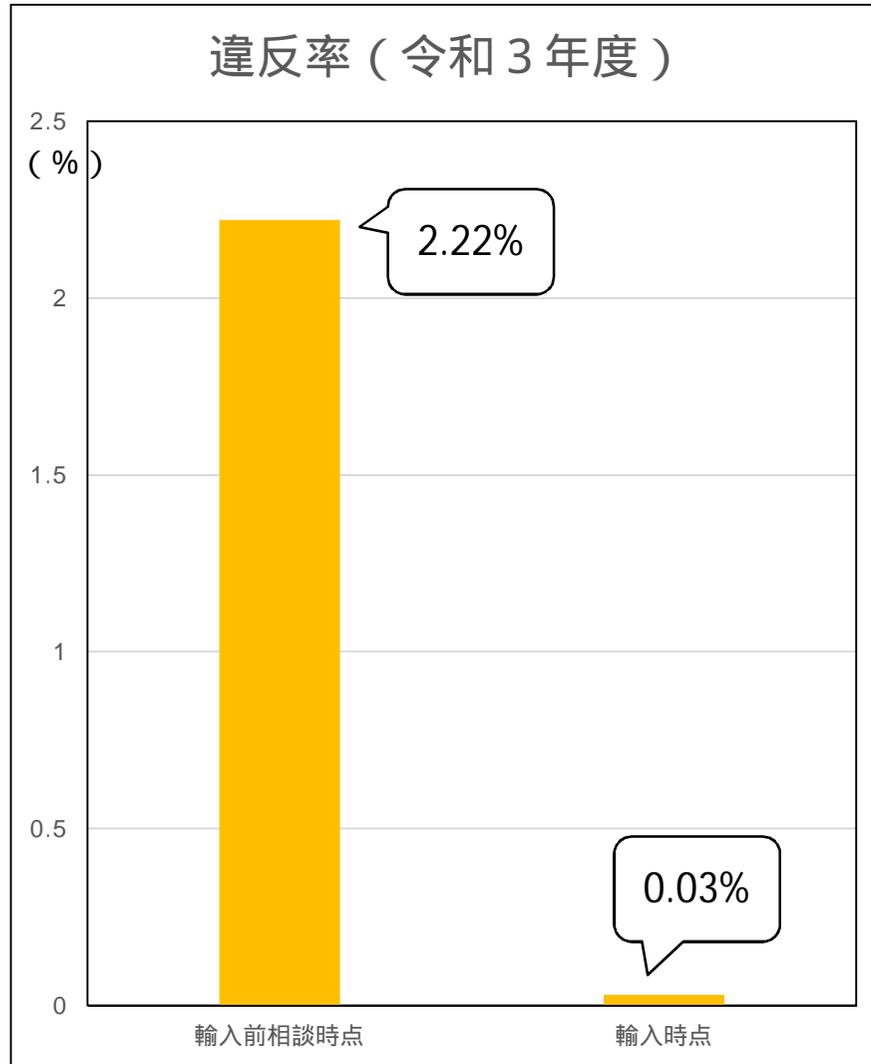
1件は第12条違反及び第13条違反

輸入者への指導

- ❖ 輸入業者による自主的な衛生管理の推進のため以下の様な取り組みを実施
 - ◆ 輸入業者との輸入前相談
 - ◆ セミナー等の開催による輸入業者の知識向上



輸入者に対する輸入前相談



輸入前相談時点で判明するケースが多い。

輸入前相談により効果的に輸入食品の法違反の防止が可能。

① 輸入届出件数：2,455,182件
輸入時に判明した違反件数：809件
輸入相談実施件数：23,297件
相談時に判明した違反該当件数：517件

（資料出所）厚生労働省「令和3年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」

厚生労働省公式 「食品安全情報Twitter」のおしらせ



厚生労働省
食品安全情報

厚生労働省の食品衛生行政に関
連する情報を積極的に発信します

食中毒の注意喚起
意見交換会開催のお知らせ
食品衛生月間の案内
プレス情報(輸入食品の監視情報
など)
新作パンフレット・リーフレットの
お知らせ

【主な食中毒の注意喚起ツイート】

季節に応じた食中毒の予防啓発情報を発信。

- 4～6月: 有毒植物の誤食による食中毒
- 7～9月: 細菌性食中毒(カンピロバクター等)
- 9～10月: 毒キノコによる食中毒
- 11～3月: ノロウイルス食中毒

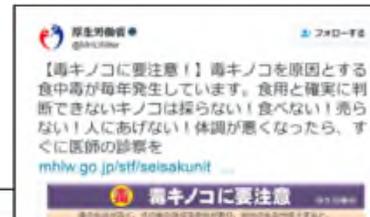
肉フェスで大規
模食中毒発生



冷凍メンチカツによ
るO157食中毒



毒キノコ
に要注意



輸入食品監視の
情報

平成29年1月5日開始

https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN

ご清聴ありがとうございました

